

令和5年第4回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月7日(金) 午後2時～午後4時
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 脇山久利	3 番 袈裟丸一彦
4 番 脇山祐治	5 番 宮原敏久	6 番 山添 明
7 番 川添哲也	8 番 三塩政廣	9 番 内山敏彦
1 1 番 井上順一	1 2 番 伊藤富幸	1 3 番 石川利恵
1 4 番 峯 政敬	1 5 番 松本耕一	1 6 番 峯 直子
1 7 番 吉田 哲	1 8 番 宮崎隆広	1 9 番 阿部 太
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第19号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第20号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第21号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第22号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第23号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
 - ・議案第24号
唐津市営土地改良事業における換地計画の同意について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	池部 克
浜玉分室職員	前田 美穂
相知分室係長	富田 浩之
相知分室職員	井上 泰貴
肥前分室職員	宮崎 将也
鎮西分室職員	佐々木 貴浩
呼子分室職員	伊藤 詩織
七山分室職員	溝上 俊明

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆さんご起立をお願いします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会は全員出席ということで、総会は成立いたします。まず会長挨拶からお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それでは、ただいまより令和5年第4回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に、議席番号19番阿部太委員、議席番号3番袈裟丸一彦委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について14件、議案第20号農地法第4条の規定による許可申請について5件、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について6件、議案第22号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について45件、議案第23号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について12件、議案第24号唐津市営土地改良事業における換地計画の同意について1件、計83件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようお願いいたします。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許

可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま事務局長の報告のとおり、今回の付議事項は、議案第19号から第24号までの83件であります。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は198平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等へ

の影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は16番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

内山敏彦委員 9番内山です。3日の日に東部調査会のほうで現地を確認しました。場所はちょうど〇〇と〇〇の境のあたりになりました。皆さんここはもう問題ないだろうということで、ご確認いただきました。ご審議のほうをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は1,526平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明および融資証明書が提出されております。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、開発協議、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1メートルの盛土を行い、整地し、南側はセットバックを行い、南、東側はL型擁壁を新設、ほかは既存分を利用して土留めを行い、北側の住宅敷地内の道路を出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介し、北側の道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から条件付き同意の意見書が提出されています。なお、条件につきましては、

転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。これも東部調査会で4月3日に調査をさせていただきました。4ページの図面を見ると〇〇〇で、ちょうど一番下が〇〇〇〇〇ですね。その住宅のあい中ということで、何ら問題はないということになっています。皆さんの審議のほどをよろしくお願いします

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田3筆、面積は合計で1,316平方メートルで

す。現況は、水田となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 7 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大 6 3 センチメートルの盛土を行い、整地し、北側および東側にはコンクリートブロックを新設、南側は L 型擁壁を新設して土留めを行い、西側は縁石を設けて、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 2 番に該当します。許可の基準は 1 番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号 3 番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いしま

す。

松本耕一委員

15番松本です。4月4日の日に中部調査会で現地確認を行いました。場所は、〇〇〇〇〇〇の近くの〇〇〇〇〇〇の駐車場になる予定の農地でございます。ここは大きな道と集落に囲まれて、この2枚だけなんですよね。申請地とその隣接地の。ここ我々が見た限りでは、もう排水がよろしくないという感じでございまして、いたしかたないなということで、問題なしとなりました。皆さんの慎重審議のほどよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の2ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は2,613平方メートルです。現況は、水田となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の

位置等については、資料図の１０ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１１ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１２ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発行為協議、団地等造成、道路工事施工、法定外公共物（水路・里道）改築、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大６３センチメートルの盛土を行い、整地し、西側水路には張りコンクリートを施し、東側はセッ
トバックを行い、西および南側にはコンクリートブロックを新設し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路側溝を介して北側の既存道路に側溝を新設し、西側の水路へ流し、汚水も新設道路に埋設する排水設備を介して北側道路に新設する下水管を介して北東側の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第１種農地の該当事項２番に該当します。許可の基準は７番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号４番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

松本耕一委員 15番松本です。これも4月4日の日に中部調査会で現地確認を行いました。場所は、〇〇〇〇〇の道を挟んで反対側の農地の所になります。11ページのほうを見ていただければわかりますけれども、角地の所の〇〇〇の〇という所がほかの人の土地になっておりまして、所有者の〇〇さんの所がこういうふうに宅地のほうになっているという話です。これも中部調査会のほうでは何ら問題ないということでした。皆様の慎重審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で946平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要

は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 13 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、法定外公共物（道路）改築申請、（水路）占用、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大 95 センチメートルの盛土を施し、整地し、周囲にはコンクリートブロックを新設、西側道路より新設の進入路を介して出入口とする計画です。排水について、雨水は西側の既存水路へ流し、汚水も新設排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第 3 種農地の該当事項 8 番に該当します。許可の基準は 1 番となっております。

整理番号 5 番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員

15 番松本です。これも 4 月 4 日の日に中部調査会で現地

確認を行いました。場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の近くの〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇の間の所、広い農地になっておりますが、13ページを見てもらってもわからないですけれども、だいたいこの辺が宅地に開発されております。今、田のマークが地図上で表記されておりますけれども、ほとんどもう宅地開発のほうに進んでおります。これも中部調査会ではしかたないなということで、問題なしとなっております。皆様の慎重審議のほどをよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号6番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑3筆、面積は合計で495平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の16ページをご覧ください。隣接地の地目などにつ

いては、17ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1.67メートルの盛土を行い、整地し、西側は隣接者が設置するコンクリートブロックを利用、その他は法面保護を行い、新設の進入路を介して南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して南側道路側溝へ流し、汚水は新設排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項4番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。これも4月4日の日に中部調査会で現地確認を行いました。これ案件がですね、ここから3つ続くん

ですけれども、全部同じ所の農地になっております。はたから見ると、もう1枚ものようになっておりますので、ここで後ろの2つ分の農地の状態についても説明させていただきます。これも、ここから続くあと2つの案件も同じなんですけれども、昔は〇〇〇〇畑で使ってたみたいなんですけれども、もう見る影もありません。それで、この隣の所が後の案件になりますけれども、〇〇〇〇の駐車場で、今のこの案件が一般住宅として利用されたいという申請でした。中部調査会では何ら問題ないということで一致しております。皆様の慎重審議のほどをよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑3筆、面積は合計で684平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場および資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および

施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の19ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、20ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明および融資証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物（道路）改築申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大76センチメートルの盛土、切土を行い、整地し、西側は隣接者が新設するコンクリートブロックを利用、その他は法面保護を行い、新設進入路を介して北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側の道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項4番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号7番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員

15番松本です。これも4月4日の日に中部調査会で現地

確認を行いました。前の案件と同じ所なので、説明は同じなんですけれども、この場合だと、〇〇〇〇〇の資材置場で利用されたいとのことでした。中部調査会では問題なしということで一致しております。皆様の慎重審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 3 ページ、整理番号 8 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号 8 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 2 筆、面積は合計で 4 4 2 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 2 2 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 3 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 4 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性につ

いて、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物（道路）占用申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大1.73メートルの盛土を行い、整地し、新設の進入口を通り、南側の道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項4番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。これも4月4日の日に中部調査会で現地確認を行いました。説明は前の2つと同じなのですが、ここだけ所有者、申請人が違います。隣の〇〇〇〇の駐車場として利用されるということです。（転用事情の詳細）…ということで、同じタイミングで上がってきた模様でございます。中部調査会では何ら問題ないとのことでした。皆様の慎重審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 3 ページ、整理番号 9 番を議題とします。この案件につきましては、議席番号 15 番松本耕一委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって松本委員の退席を求めます。

【松本委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 9 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 2 筆、面積は合計で 1,599 平方メートルです。現況は、荒廃地となっております。目的は、太陽光発電設備です。賃借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 25 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、26 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、27 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着

手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、樹木伐採程度で現状のまま利用、周囲にはフェンスを設置し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号9番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 はい。18番宮崎です。4日の日に現地確認を行いました。現場は〇〇〇〇沿いの高台で、元〇畑で、今は廃園となっております。中部調査会では何も問題ないだろうということになりましたので皆さんの慎重審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここで松本委員の入室を許可します。

【松本委員入室】

松本委員にお知らせします。議案集 3 ページ、整理番号 9 番につきましては、原案どおり可決をしましたので、お知らせします。次に議案集 4 ページ、整理番号 10 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の 4 ページ、整理番号 10 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 2 筆、面積は合計で 1, 447 平方メートルです。現況は、荒廃地となっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 28 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、29 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、30 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、周囲にはフェン

スを設置し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側の土水路を介して西側の以前太陽光発電設備許可済みの土地へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されております。

整理番号10番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。4月4日の日に中部調査会で現地確認を行いました。場所は、いつもの所と言ったらあれなんですけれども、〇〇〇〇の先のほうですね。〇〇〇〇〇が見えるかなという所の斜面になっていますけれども、申請地の隣のほうがもう許可が下りておりまして、その所でこの雨水に対しての回答が得られておりますので、中部調査会では何も問題ないとのことで一致しております。皆様の慎重審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集４ページ、整理番号１１番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号１１番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田２筆、面積は合計で１，６８５平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、貸資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の３１ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、３２ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、３３ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大１．１８メートルの盛土を行い、整地し、西側を除く周囲にはコンクリートブロックを新設し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号11番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

峯政敬委員 はい。峯です。よろしく申し上げます。3日の日に南部調査会で現地を確認いたしたところでございます。以前は○○○を作っていた所でございます、日ごとに荒れてきております。そういう中で4月の3日南部調査会で現地を確認いたしたところでございますけれども、○○○○○○○からだいたい○○方面へ300メートルほどの距離に行った所に農地として今もありますけれども、今休耕地となっております。農地転用に際しまして、隣接農地並びに道路の境界にコンクリートブロックを設置する計画となっております、南部調査会による現地確認の結果、周囲の農地等への影響は特にないということでございますので、問題はないと考えをいたしております。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集４ページ、整理番号１２番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号１２番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田１筆、面積は３，６６５平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、太陽光発電設備です。賃借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の３４ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、３５ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、３６ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置して、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで平坦な敷地内で自然地下浸透させる計画です。

	隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。 立地基準ですが、第２種農地の該当事項６番に該当します。許可の基準は１番となっており、土地の選定理由書が提出されています。 整理番号１２番について説明を終わります。
議長	地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。
山添明委員	はい。６番の山添です。ただいま事務局からの説明どおり間違いございません。場所は、〇〇から〇〇のほうに抜ける道の真ん中あたりになります。４月の３日の日に西部調査会で現地を確認しました。何ら問題なかろうということでございましたので、皆さん方のご審議よろしく願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 （異議なしの声あり） 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （挙手全員） ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集５ページ、整理番号１３番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。議案書の５ページ、整理番号１３番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、

議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は84平方メートルです。現況は庭地になっております。目的は、宅地拡張です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の37ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、38ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、39ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、農地法の許可が必要なことを知らずに、平成10年頃から庭木などを植栽されていて、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されております。

整理番号13番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員

3 番袈裟丸です。4 月 4 日の日に西部調査会で現地を確認いたしました。行って見てですね、緑地帯になった所、だいぶん前から手入れされたような状況でありましたので、今特に問題なかろうということでした。皆様方の審議をよろしく願います。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 5 ページ、整理番号 1 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 1 4 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 1 9 6 平方メートルです。現況は、車庫の状況になっております。目的は、車庫です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 0 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、4 1 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、4 2 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農

地法の許可が必要なことを知らずに、昭和５７年頃車庫を建築され、現在まで利用されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側の道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第２種農地の該当事項６番に該当します。許可の基準は１番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号１４番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員 ３番袈裟丸です。この場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の道路沿いであります。ここはいつも私も農作業に行く場合、通って行く道でありますが、以前から宅地のような状況でありましたので、特に違和感はありませんでした。今回４月４日の日に西部調査会で現地を確認してもらいました。別に異存はありませんでした。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 6 ページ、議案第 20 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の 6 ページ、整理番号 1 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 386 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、貸駐車場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 43 ページから 45 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西側道路から供用の私道を通り、出入口とする計画で、通行承諾書が添付されています。排水について、

隣接農地所有者、土木委員長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

整理番号 1 番について説明を終わります。

松本耕一委員

15番松本です。4月4日の日に中部調査会で現地確認を行いました。場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇に沿っている所にあるんですけど、その裏のほうの山側のほうになります。近くに〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇があつて、驚いた所ではあります。周りも宅地ばかりに囲まれていて、もう利用することは難しいだろうということで、いたしかたないなということで、中部調査会のほうでは何ら問題はないとのことで一致しております。皆様の慎重審議のほどをよろしくお願ひします。

(異議なしの声あり)

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 6 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 1 1 9 平方メートルです。現況は、宅地になっております。目的は、宅地拡張です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 4 6 ページから 4 8 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。一部塀を設置するなどされていて、始末書が添付されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北側国道からの進入路を拡張して、東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は東側の道路側溝へ接続放流させる計画です。

隣接現況農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 6 番に該当します。

許可の基準は1番となっており、土地の選定に係る経緯書が添付されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。4月4日の日に中部調査会で現地確認を行いました。ここは、見に行った時に〇〇〇の木か何か、〇〇〇〇のやつが植わっていて、もうこれは畑でもいいんじゃないかというので見てたんですけれども、説明によりますと、48ページのほうを見ていただくとわかりますけれども、道路沿いにコンクリートブロック塀というのが書いてあるのがわかると思います。これを建てらしたがために、ここのコンクリートブロックが畑の中にかかってきたために、申請しなければいけなくなったという経緯がございます。あと石垣とかもありますけれども、たぶんそのへんのあらしたとかと理解しておりまして、もういたしかたないなということで中部調査会では問題なしとしました。皆様の慎重審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に整理番号３番から議案集７ページ、整理番号５番を議題とします。この３件につきましては、同一の所有者で転用の目的が同じ案件であるため、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号３番から５番は、同一所有者の転用目的が同じ案件のため、まとめて説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は、番号３、畑１筆、面積は１，０３９平方メートル、番号４、畑１筆、面積は５３６平方メートル、番号５、畑１筆、面積は３９１平方メートル、現況についてはすべて山林になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の４９ページから５７ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可がいることを知らずに、平成８年、１８年、１４年頃、〇〇を植林して山林として利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては、特にありません。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第２種農地の該当事項６番に該当します。許可の基準は１番となっております。

整理番号３番から５番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

峯政敬委員 はい。１４番峯です。４月３日に確認をいたしておるところでございます。今言われたように、３、４、５ということで、以前は〇〇〇でございました。しかし、（転用事情の詳細）…ということで、植林をなされているということでございますけれども、それを今回植林をしたということで山林というかたちで登録をされたということでございます。ということで、特に問題ないかと思えます。よろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集８ページ、議案第２１号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号１番から議案集９ページ、整理番号６番までの６件について

ては、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の8ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計6件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから3ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここで休憩をとりたいと思います。再開を、15時30分といたします。

~~~~~○~~~~~

15時20分 休憩

15時30分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。議案集10ページ、議案第22号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（所有権）整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。説明の前に農業経営基盤強化促進法の改正について簡単に説明をさせていただきたいと思います。この度、農業経営基盤強化促進法が改正されまして、4月1日から施行されました。改正後の農業経営基盤強化促進法におきましては、各地域ごとの地域計画を策定することとなっております。それで今後は地域計画を基に農地の担い手への集積、集約を進めていくことになってまいります。なお、これまでの基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請ですとか、この後あります集積計画一括方式につきましては、農業経営基盤強化促進法附則の第5条第1項の規定によりまして、今後地域計画が策定されるまでの間、最長で令和7年3月末までの間につきましては、経過措置としてこれまでどおり手続きを行なうこととなっておりますので、お知らせをさせていただきます。

それでは整理番号1番につきまして説明をいたします。旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められましたので、市長に対し要請をするものです。譲渡人、

譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容等については、議案書に記載のとおりです。計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全部効率的に利用できる、農業に常時従事するというものです。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集11ページ、議案第22号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集19ページ、整理番号44番までの44件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、

申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が４１件、使用貸借権の設定が３件です。面積は合計で１４８，４３７．５４平方メートルです。計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集２０ページ、議案第２３号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号１番から議案集２３ページ、整理番号１２番までの１２件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。それでは説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より依頼がありました農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行なう集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件につきまして、農用地配分計画によらず受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みです。先ほど説明をいたしました経過措置によりまして、地域計画策定までの間は、従来通りの手続きを行なうこととなります。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の設定は、賃借権の設定が2件、使用貸借権の設定が10件です。面積は合計で39,056平方メートルです。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。（三塩委員「はい。」）はい。三塩委員。

三塩政廣委員

失礼します。8番三塩ですけれども、すべて新規で上がっている中で、2番から6番まで同じ〇〇〇〇〇〇〇〇〇がするようになっているんですけれども、この面積だけで合わせても相当な面積になるんですけれども、この〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん

の経営関係、ほかに借りたりして経営されている運営、そういうのがわかれば、どういう内容をされているのか教えていただきたいと思います。わからなかったらわからなくていいですけど、何でもかと言いますと、〇〇に近い〇〇ですので、〇〇のほうで、上のほうでそういうことをされているということですので、これもまた内容的には無償使用貸借権ですけれども、〇と〇〇〇〇〇ということですので、水田は計画の中でされないのか、そんなことがわかれば、もしできたら聞きたいです。

議長 はい。事務局お願いします。

振興係長 はい。お答えいたします。(借受人の詳細) …ということで伺っております。今後は露地の〇〇とかを別の地区でしたいということで意向は伺っておりますが、今後手続きで出てくるのではないかと考えています。

議長 三塩委員よろしいですか。

三塩政廣委員 はい。わかりました。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 24 ページ、議案第 24 号唐津市

営土地改良事業における換地計画の同意について整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 26 ページをご覧ください。今回市長部局である農地林務課より唐津市営土地改良事業（〇〇地区）の換地計画が定められましたので、農業委員会の同意を求める申請がありました。別添の従前図および換地図をご覧ください。従前図のほうで、地目が田 190 筆ありまして、合計の 164,690 平方メートルありました。これを換地をした後、土地改良事業をした後が、田 42 筆、153,410 平方メートルになっております。この土地改良事業によりまして、農道の幅員が 4 メートルに拡大しておりまして、1 筆の平均が 3,721 平方メートルになり、耕作の利便性が向上しております。事業期間としましては、平成 27 年度から令和 3 年度までで、先月 3 月 14 日の日に換地権利者会議を経て 16 日付で計画同意の申請がなされております。また、換地処分登記の時期を令和 5 年 10 月に予定されています。総事業費としましては、382,000,000 円で実施をされております。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。（袈裟丸委員「はい。」）はい。袈裟丸委員。

袈裟丸一彦委員

総事業費が出ておりますが、地元の負担金は何割ぐらいとか、市のほうがどれぐらい出したとかはわかりますか。

相知分室係長

失礼します。今ご質疑があった件でございますけれども、私もちょっと地権者ということで、地元負担は〇〇%で、高

| | |
|---------|--|
| | めとなっております。 |
| 袈裟丸一彦委員 | あと水利関係とかは、それはお金はかからんとですか。○
○のほうはね、送水ばして、それを毎年毎年ね、1枚当たり
のお金が決まっとるけんが言うんですが、これはもう川から
取るけんが水はいらんかなと思って。 |
| 相知分室係長 | 一応、水利費、〇〇〇〇という所から取水しますけど、い
くらかは水利費ってうちの地区あたりでは月かさとかいうて
計算して、けど、そんな水利費ていうとはかかってこんと…。 |
| 袈裟丸一彦委員 | 市営土地改良事業ていうとは初めて聞いたんですが、これ
は申請をすれば、市営で改良してもらえるとですか。条件と
かいろいろあるとですか。 |
| 相知分室係長 | 規模、確か何ヘクタール以上が県営圃場整備とかですね、
あって、わりとこのぐらい、これは16町分ぐらいですかね、
ですので、これはもう市営でやるということで。大きな規模
になると県営圃場整備とかですね、なるとですけど、確かそ
れに載りきらんで市営土地改良事業になったかと思います。 |
| 袈裟丸一彦委員 | 実は〇〇〇〇に入っとらん所は整備されとらんとですね。
そこは全部荒れてしもうととです。そいけんが、面積はど
れぐらいあるかわからんですが、市営のほうでできるなら、
改良事業があればですね、それなりに整備すればもうちょっ
とと思って説明していただきました。はい。よかです。わか
りました。 |
| 議長 | よろしいでしょうか。 |
| 袈裟丸一彦委員 | はい。 |

議長

面積も小規模ですので、市営で取り組んでいくということですので、ご理解をしていただきたいと思います。ほかにご意見ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして、議案第19号14件、議案第20号5件、議案第21号6件、議案第22号45件、議案第23号12件、議案第24号1件、計6議案83件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間の慎重審議誠にありがとうございました。